

長野市総合計画審議会作業部会 会議概要（報告）

会議名	市民フォーラム21 第10回 防災・安全部会	
日時	平成23年7月1日（金）午後2時から午後3時50分	
会場	長野市役所第2庁舎10階 会議室17	
出席者	作業部会員 (敬称略)	青木 邦一、羽藤 公夫、松岡 保正、有澤 二三明、猪俣 正由、袖山 孝史、高野 隆司、原 覚、本道 多加子
	関係課員	危機管理防災課、交通政策課、都市内分権課、市民活動支援課、財政課、市民課、厚生課、保健所総務課、保健所健康課、森林整備課、道路課、河川課、維持課、建築指導課、まちづくり推進課、配水管理課、消防局総務課、消防局予防課、消防局警防課、消防局通信指令課、第一庁舎・長野市民会館建設事務局、企画課（事務局）

I 会議次第

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 市民フォーラム21 第8回 防災・安全部会 会議概要について 別添資料
- 4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 指標(案) 資料1
(参考)第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策指標の状況について 資料2
- 5 第四次長野市総合計画 後期基本計画 中間答申(素案)について 資料3
(1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組について 別添資料
第2回総合計画審議会での意見に関する資料
(2) 図表について
- 6 その他 資料4
(1) 平成23年度第2回長野市総合計画審議会の議事について
(2) 第四次長野市総合計画後期基本計画 中間答申について
- 7 閉 会

II 会議の概要（主な決定事項、質疑等）

3 市民フォーラム21 第8回 防災・安全部会 会議概要について
前回の作業部会で説明不足の箇所について、補足説明をした。会議概要は修正箇所は無く、このまま公表することになった。

補足説明の内容は下記のとおり。

- (1) 会議概要2ページ、施策311-01「防災体制の整備」について、6番目の⇒の文章
「直江津の上越火力発電所が稼動すると長野県の電力がほとんどまかなえるようになるが、ここが事故で使えなくなった場合、電力が止まって大変になる。火力も危機管理を考えていただきたい。」

説明 上越火力発電所が稼動した後、事故等が起きて電力供給が止まった場合は、現在の供給ルートと同じように中部電力のその他の発電所や、関西電力・九州電力などから送電可能であると考ええる。

(2) 6 後期基本計画に係る指標について、(1)の7行目から、

「災害が起きそうな場所で問題があったときにだれがどこに連絡するか、どういう対応ができるか、対応できる人員はどのくらいいるか、対応できる体制になっていることが分かれば住んでいる人たちは安心だと思う。」

説明 土砂崩れや浸水など、災害の前兆や発生を発見した方は、119番や110番に連絡していただくように、広報紙やホームページでお知らせしている。市では、情報の収集方法や緊急連絡先を掲載した土砂災害ハザードマップを作成し、該当地区の全世帯に配布している。情報は緊急連絡先から危機管理防災課や市役所担当課に連絡が入り、担当職員が現地へ行き、緊急で対応が必要な場合は工事業者等に連絡して対応する体制としている。災害の状況によっても大きく異なるが、災害対策本部を設置して対応する場合もあれば担当部局のみで対応する場合もある。大雨・洪水警報などが発令された場合は、危機管理防災課をはじめ、支所長や関係部局の職員が参集するなどして、災害に備えており、休日・夜間でも災害が発生した場合には現場に出向できる体制としている。

(3) 3ページ、(2)の⇒の文章、

「マップがあっても、一般の方には具体的にどうしたらいいかまでは結びつかない場合が多い。自主防災訓練をやるときに、経験や情報を生かした防災出前講座のチームが来て、このレベルだとかこういうことが想定されるとか、ほんの小さいことも含めて教えてもらえれば、防災マップも生きるのではないかと思う。」

説明 現在防災に関する出前講座は危機管理防災課のメニューとして行っている。今年は4月から7月までにすでに約20件の講座の申し込みがあった。講座の内容は、基本的に講座の申し込みをされた地区の要望にあわせて行っている。今年の20件のうち半分ほど東日本大震災の現地の状況や、現場に行った人の生の声を聞きたいというものがあった。その他は、一般的な災害への備えや避難の方法などや、地区で作成した防災マップなども使って講座を実施している。昨年度は古牧地区の住民自治協議会で地区防災マップを作成し、地区全域の10箇所の自主防災会単位でマップを使った講座を開催した。講座の内容によっては、危機管理防災課の職員だけでなく、他課の職員と一緒に講座に出向くなど、地区の要望に柔軟に対応するようにしている。消防局では、毎年自主防災会の役員改選後に、自主防災会の会長や防災指導員などを対象とした研修を消防署単位で行っている。建築指導課で今年2月に作成した「長野市地震防災マップ」をもとに、地震による地域ごとの被害状況の説明や、発生時の対処方法の研修なども行っている。以上のように講座を実施しているが、今後も積極的に市民に災害への対処方法などの啓発に努めていきたい。

4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 指標(案)

《資料1・2》により、後期計画に掲載するアンケート指標案と基本施策指標案の目標値などについて説明し・協議し、決定した。

【基本施策指標 雨水事業整備面積】

- ・ 平成22年度の実績が3,026ha、平成23年度の目標が3,418haとなっている。平成28年度の目標を3,251haとしたその算定根拠、平成28年度の整備率を32.5%とした根拠を説明していただきたい。

⇒昨年出来た「長野市下水道10年ビジョン」があり、平成32年度の雨水渠の面積整備率を34%としている。それに基づき、平成28年度は32.5%とした。

【基本施策指標 救急現場到着時間(平均)】

・救急出動がかなり多くなっている。到着時間の目標値は達成できるのか。去年あたりから救急の出動率が高くなっている。もう1点、現場から病院到着まで2時間かかったという話も聞くが、現状はどうなのか。

⇒1点目、救急現場到着時間の平成28年度目標値は6分。平成22年度の現状値6分30秒より30秒縮めることを目標としている。目標達成の手段として、ハード面では未配置分署への救急隊の配備だが、本年11月に新たに氷鉋分署が移転して更北分署として配置する。来年度は旧三菱電機跡地に仮称東部分署を新しく建設し、救急隊1隊を配置するので目標達成は可能だと考える。あわせてソフト面で市民の皆様へ救急車の正しい利用をお願いして、ハード面、ソフト面両方で目標に向かっていきたいと考え、設定した。ちなみに全国の救急車現場到着時間の平均は5.9分、約6分で、この時間をひとつの目安と考えている。2点目の現場から病院収容までの時間について、俗にいう「たらいまわし」というのは長野市ではほとんど無い。多くても3回か4回。ほとんどが1回で病院に収容いただいている。

5 第四次長野市総合計画 後期基本計画 中間答申(素案)について

(1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組について

《資料3及び別添資料》により説明。第2回総合計画審議会での意見と事務局からの修正案について協議した。協議内容については、7月25日の第3回総合計画審議会で報告する。

〔総合計画審議会での意見について〕

・ 審議会委員からの意見について、後期計画の取組として具体的に掲載していくか、いくとすればどのようにするかということ判断しなければならない。河川課だと建築許可を申請される部署ではないので、その段階で居住制限をかけることは出来ないということではないか。建築許可をしている部署でそういう条例があれば、こういう条例があるから許可できませんという判断になるという説明に(審議会で)なったのか。都市計画や建築許可の話であれば河川課の守備範囲ではないと思うが、そのようなやりとりはあったのか。

⇒そういうやりとりはなく、部会に持ち帰って検討しようという話だった。

⇒基本的に、危険な場所に(建物等を)作ろうとする人がいるとすれば、それに対する法律があるのはいいが、新たに地すべりなどの地域として指定されるところは、住んでいる人に影響がある。そういうことも含めて考えなければいけないのか。新しく(建物を)作ろうとする人たちは制限がかけられるが、現在住んでいるところが新たに指定されればどうするか。

⇒憲法で、ある程度従来ある財産は守られるとしている。あぶないから退去するというのも、そこまで市で言えるのかどうか。

⇒強制力をもって居住制限をかける災害の状況というのは、どこでラインをひくか、線引きが難しい。

⇒居住権もあるし、制限をかけて撤去してくれればいいが、もし事が起きれば補償とかも考えられる。

⇒今、分かりやすい例としてでたのは、一番上は憲法から、身近な生活でいえば建築基準法やその下の市の条例に基づいて許可するかしないか、判断するという事。実際許可しない場合がある条例を作っている市がある。長野市の現状をみても、すでに様々な規制があるので、その範疇で出来るのではないかと。

⇒土砂災害の危険地域は、県で指定を進めているところだが、その地域の中に新たに建築物を作りたいという話があれば、当然建築確認申請の必要がある。国土交通省の告示に沿った構造制限の

- 基準が満たされた建築物であれば、申請を許可せざるをえない。
- ⇒建築確認できなければ、建築出来ないという制限にはなるということか。
- ⇒そのとおり。ただ、建築確認申請が必要なところはレッドゾーンといわれる特別警戒区域の中。
- ⇒想定される規模の災害に対してここまでは安全だというハード面、ソフト面の整備をしていこうというのがこの治山・治水対策だと思うが、出来るだけ災害の起きにくいまちづくりにしておいて、治山・治水に回すお金を減らしたらどうかという考え方は、防災体制の整備のほうの、予防対策に入るのではないかと思う。
- ⇒どこに住んでいても、100%の安全はない。全ての問題は自分がどう判断していくかということ。予防的な措置を考えるとときに必要なご意見だろうと思う。居住制限をかけるという意味ではなくて、ここに住むこと自体に対するリスクはどのくらいだということをも認識していただけるように考えて、それをやっていく施策が必要。
- ⇒具体的に法整備で居住制限をかけるかという話もあるが、災害時の被害を最小限に抑制する「減災」を、ハードだけでできなければソフトも考えるのが常識だが、ソフト面には、もう少し深刻な、解決しなければならない問題がある。防災・減災に関しては、全体的に洗いなおさなければ機能しない。危ないところの居住制限もとても大事だが、現状で挙がってきていないがかなり深刻な、避難出来ない災害弱者をどうするかということへもエネルギーと費用をかけて考えていかないと、災害時の被害を最小限に抑制することにつながらないのではと思う。
- ⇒要は、居住制限の文言をいれたらどうかということ。
- ⇒防災体制の整備の中の施策の目標の災害時の被害を最小限に抑制する、その中身を具体的に書くとかたくさんあるが、それをしっかり挙げていくか。
- ⇒「これから」と「すでに」のどちらを審議会委員が言っているかということもある。「これから」はいろいろなしばりがあるので、危険な箇所は建築許可がおりないということがあるが、すでに建築している箇所は、立ち退きが全てでなく、土砂災害対策の促進の方法には、崩落しない工事をするとということもあるのではないか。崩落しないようにする対策は今、どのように行っているのか。
- ⇒治山工事は県が施工しているが、災害があった箇所を保安林に指定して工事をする。保安林の中でしか工事はできない。前もって計画をして工事をしていくというものではない。
- ⇒山の中を川が流れている場合、保安林のところは森林整備課担当で河川と認められたところから河川課が担当する。
- ⇒砂防堰堤は治山工事になる。
- ⇒河川も、県で指定して、指定されたところを県で工事している。普通河川や、県の指定から外れたところは、市で工事している。
- ⇒下の注釈のところに、こういう法律がある、というように入れたらどうか。
- ⇒居住制限をかけることは、災害時の被害を最小限に抑制する手法のひとつであることを認識していただいて、文章の変更はしないということでもいいか。下のこめじるしは用語の説明で、細かい施策の例を書くところではないと思う。
- ⇒災害時の被害を最小限に抑制する方法や予防対策について、市役所内の部課長や担当者などで考える会議はあるか。
- ⇒大きい問題であればと思うが、道が細くて消防車が入れないという依頼については地区の問題であり、全庁的にそれについて話し合うことはないと思う。先ほどのレッドゾーン・イエローゾーンについてはハザードマップに黄色や赤で表示しているが、既存の集落があるところはほとんど、山間部は黄色や赤になっている。指定するときは、個々に説明して、それぞれ気をつけていただきたいとお願いしている。
- ⇒地域防災計画で予防的なことを進めていくような話があるとすれば、横の連携のなかで予防的に

前に進んでいくということで審議会委員にお話できるのではないかと。
⇒地域防災計画は、信州新町・中条との合併があり、今年見直しを進めている。これは、どちらかというところと総論。
⇒レベルに応じて起こることは違う。シミュレーションは地域防災計画でやるのか。
⇒今回の見直しのなかで、震災の前にシミュレーションを行った。地震と風水害について。今まで善光寺地震を起こした信濃川断層帯でシミュレーションしてきた。今回合併で市域が広がったこともあり、糸魚川・静岡構造線の断層帯についてもシミュレーションした。それを加味して被害想定を出して、それに対してどのように対応していくか、庁内で連携して地域防災計画を作っている。また、11日の地震についても加味しながら計画を見直していくが、原子力災害というのは長野市だけでは出来ないものなので、県や国などと連携を図りながら進めていく。
⇒シミュレーションで見直しをかけようということなので、被災地に派遣された職員であれば、見えるものがあるのではないかと。
⇒行政支援職員の派遣ということで、震災当時は消防局・水道局・保健師などの職員が行っていて、今は罹災証明の発行などの関係で職員が継続して塩釜と名取へ行っており、状況は把握できる。
⇒では、審議会委員のご提案に対しては、各災害の予防対策というところへ入るのではないかと、それをもう1回洗いなおしてもらって、いろいろあるなかで総合的にやっていってもらいたいのではないかと、そういう意見になりましたと報告させていただきたいと思うが、よろしいかと。
⇒ 【異議なし】

[修正案について]

以下①～③のとおり決定した。

- ① 施策311-01 防災体制の整備 主な取組⑤の文頭に、「防災拠点となる庁舎等の整備や、」を追加する。
- ② 施策311-02 治山・治水対策の推進 主な取組④を、「大雨時などの雨水の流出を抑制するため、公共施設や一般住宅等への雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を進めます。」とする。なお、「雨水浸透施設」の注釈を掲載、「雨水貯留施設」の注釈も「タンクなどに」を追加。
- ③ 施策321-03 消費生活の安全確保 主な取組①の文末を、「未然防止と拡大防止に向けた取組を推進します。」とした。主な取組②を、「消費生活センターなどにおける相談・苦情処理体制の充実を図るとともに、地域における啓発活動の担い手となる人材を育成します。」とした。

③に対する協議内容

- ・ 「地域における啓発活動の担い手となる人材を育成します」のところ。消費生活センターでパワーメント講座などをやっている。その受講者が地域で活動する、グループを作って啓発する、そういうものが見えない。具体的にどのように考えているか。例えば、住民自治協との連携というものもあるのか。

⇒基本的には市内32地区に核となる方がいればいいが、こちらから一人ひとり推薦することは出来ない。計画はH28年度までであるので、長期的な計画のなかで、少しずつ地域での啓発をしていただける人たちを増やしていきたい。

⇒昨年度のパワーメント講座の受講者は、なにか地域でやっているのか。

⇒地域福祉ワーカーだったか、そういう地域の相談の担い手となっている方も受講されていた。ただ、前回は、意識啓発のひとつとして自覚をしていただくためのパワーアップ講座として開催したので、この計画の中には含まれていない。今後は地域での啓発活動を視野に入れながら、より幅広い消費啓発のための知識の習得のための講座を開いて、そこから人材を育成していきたい。人数的なものはまだ計画としてはたてていない。

⇒長野市には消費者団体が二つあるが、昔からある団体なので高齢化になってきて力がなくなってきているが、新しい方が各地域で今までと違った連携をとって活動していければいいと思う。

(2) 図表について

《資料3》により説明。提案した6個の図表案について協議し、決定した。

- ・ 雨水事業の整備面積の図表は、推移は良く分かるが、雨水事業整備面積のトータルの面積に対して、現状どのくらいきているのかということも分かるという。

⇒整備率を入れればいいのか。

⇒今現在はこれくらいで、目標年度はこれになるというように分かれば、伸びていることは今の表で分かるが、進捗率が安全・安心部分で今自分たちはどこに置かれているんだということをはかるほうがいい。

⇒整備率は、市街地は整備されているというわけでもないのか。

⇒雨水渠はまだ進んでいない状況。汚水は進んでいる。まだ30%くらいの整備。

⇒平成28年度の目標整備率が表のどこかに入れば、どのくらい進んでいるか分かると思う。

6 その他

(1) 平成23年度第2回長野市総合計画審議会の議事について

資料4のとおり

⇒資料中「資料3 第四次長野市総合計画 後期基本計画 目標等について(案)」は、前回の審議会に引き続き審議したが、次回の総合計画審議会で継続審議となった。また、「別冊資料 第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組(案)」は、保健・福祉分野と防災・安全分野で一部再検討になったものを除き、原案のとおり決定した。

(2) 第四次長野市総合計画後期基本計画 中間答申について

9月29日(木)午後5時30分から開催する。会場等の詳細は、後日通知する。

(3) 次回の予定等について

後期基本計画 防災・安全分野の指標(案)・図表(案)の項目について決定したため、当初予定していた作業部会での協議事項は全て終了した。このため、防災・安全部会は今回が最後となる予定だが、今後の総合計画審議会での作業状況により、部会で再検討をお願いする可能性がある。その場合は、8月31日(水)午後3時から午後5時まで、市役所第1庁舎8階 第1委員会室にて防災・安全部会を開催する。会議の開催は、後日通知する。

また、本日の部会の会議概要は、毎回、部会で内容確認をしてきたが、今回が最後となる予定のため、作業部会員に通知にて内容の確認を依頼し、そのうえで、修正箇所等を含め、部会長と協議し、確定・公表する。